

東京都景観計画【素案】に対する区市町村の意見照会結果

- ◆ 期 間：平成30年3月30日～4月20日
- ◆ 意見数：23通（14区9市）
- ◆ 主な意見とその対応

項 目	意見の要旨	東京都の考え方・対応
第1章 第2 東京の景観 特性	関連する要素の追加、修正等	関連する要素を景観計画変更案に追加、修正。
	「富士見坂」等の眺望保全は、歴史的・文化的資源を生かした景観形成の観点から重要な意義を持つものであるため、将来における「眺望の予約」となる、今後を見据えた指針を策定し、ビスタライン上の関係者の理解と協力を得ていくことが必要と考えるため、記述を追加されたい。	富士山については、超高層建築物の展望台からなど新たな眺望の場も創出されており、特に富士見坂を対象とした眺望保全の施策は考えていない。
第1章 第5 夜間の景観 の形成に関 する方針	夜間景観の魅力と課題、新技術、災害時への備えについての記述があるものの、世界都市東京の夜景がどのような方向を目指そうとしているのか、基本的なコンセプトを示すべきではないか。	目指す方向については、夜間の景観形成方針として記載済み。
	各自治体の地区の特性に応じた景観特性が推進されるよう配慮されたい。また、今後の具体的な運用等については、区市町村と十分に協議調整されたい。	地域の個性を生かした夜間景観を形成していく旨を記載済み。今後の運用等に際しては、区市町村と十分に協議調整していく。
	皇居の森やお濠の夜間景観に関して、都心においても、自然環境や生態系への配慮が必要であり、記載すべき。	皇居周辺での自然環境や生態系への配慮を景観計画変更案に追加
	風格ある都心、個性豊かな拠点等においては、デジタルサイネージへの対応の考え方を示されたい。	デジタルサイネージ等の活用にあたっては、地区特性を踏まえるとともに、周辺への影響等に十分配慮していく必要があることを記載済み。
	ライトアップは施設管理者の経費負担増を伴うので、都における支援の考え方を示すべき。	産業労働局において、建造物等のライトアップモデル事業に対する助成を実施しており、関係者に周知していく。
	「特に道路沿道等ではドライバーの眩惑などへ配慮した照明計画とする」など安全性に関する記述を追加するべきである。	光の質の向上で、グレアを抑制し、光害を生じない照明を増やしていくことを記載済み。
	朝焼け、夕焼け、星、月、蛍などの自然の光をどう演出するかといった点についても配慮するべきであり、自然の光についても前段で触れるべきと考える。	周辺環境との調和に配慮した照明とすることや、地域特性に応じて、自然環境への負荷軽減や上空への漏れ光などの光害のない照明とすることを記載済み。
	夜景の重要な要素である、光を放つモビール(乗り物)のあり方についても触れるべきと考える。	東京都景観計画では、建築物と工作物を誘導の対象としている。

項目	意見の要旨	東京都の考え方・対応
	<p>多摩部だけでなく、区部にも雑木林や農地が多く残り武蔵野独特の景観を形成している住宅中心の市街地があるため、記載を修正してほしい。</p>	<p>景観計画変更案を修正</p>
	<p>光でどのように表現するか、といった記述はあるが、それを見る視点場の形成について記述が無い。視点場の形成についても言及するべきである。</p>	<p>視点場の形成については、地区の特性等に応じて、個別に誘導していく。</p>
<p>第2章 第1届出制度による景観形成</p>	<p>第1章で夜間景観に関する方針が示されたにも関わらず、第2章の景観形成基準については殆ど変更が無い。第1章の方針に実効性を持たせるため、それぞれの景観特性に応じた夜間景観に関する景観形成基準を追加するべきである。</p>	<p>全ての施設をライトアップするのではなく、歴史的・文化的な資源など地域の個性を表す景観資源を光で演出し、周辺は抑制するなどメリハリをつけ、良好な夜間景観の形成を目指している。各景観基本軸や景観形成特別地区では夜間に関する基準を設けており、今回追加する方針や公共施設等のライトアップ基本方針等の各種施策や事業により、良好な夜間景観を実現していく。</p>
<p>第3章 第1都市開発諸制度などの活用</p>	<p>マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の容積率許可にあたり、事前協議は総合設計同様、都が許可する建築物に限るのか。</p>	<p>都が許可する建築物を対象とすることを景観計画変更案に追記。</p>
	<p>大規模建築物の建築等に係る屋外広告物の景観形成基準のうち、「ただし、壁面に設置する広告物について、にぎわい形成や良好な景観形成に寄与すると認められる場合は、この限りでない。」のにぎわい形成や良好な景観形成に寄与すると認められる場合とは、具体的にどのようなことを想定しているか。</p>	<p>ただし書きの適用にあたっては、立地特性等を踏まえ、個別に適否を判断していく。具体的には、事前協議書の提出時(変更を含む)に、にぎわい形成や良好な景観形成に寄与する屋外広告物等の規模、設置位置、形態等に関する基準や主要な眺望点からの見え方検証など、良好な景観形成のための屋外広告物設置計画書を事業者提出してもらう。</p>